

## 長野県出資等外郭団体「改革実施プラン」を策定しました

長野県では、本年6月10日、県の行財政運営と密接な関係を有する54の外郭団体について、『長野県出資等外郭団体「改革基本方針」』を策定し、公表しました。

このうち、財務上の問題やプロパー職員の雇用等の課題を有する次の7団体について、更に詳細な改革のスケジュール及びその具体策を検討し、この度「改革実施プラン」として取りまとめました。

今後長野県は、各団体及び職員の皆様のご協力をいただきながら、このプランを実行してまいります。

### 「改革実施プラン」の要旨

- (特)長野県土地開発公社 - 平成20年度末用地取得業務終了、平成24年度解散 -  
平成20年度末で公共用地等の先行取得業務を終了し、公社を実質的に廃止します。また、県営産業団地等の長期保有土地の処分を促進し、平成24年度に新たな県の財政負担をせずに公社の解散・清算の手続きを進めます。
- (財)長野県勤労者福祉事業団 - 平成17年度末廃止 -  
平成17年度末で事業を終了し、事業団を廃止します。事業団が現在管理運営している県有施設(県勤労者福祉センター、県男女共同参画センター)については、平成18年度から新たに選定する指定管理者(民間事業者等)による管理運営に移行し、効率的な運営及び管理運営費の節減等を図ります。
- (社福)長野県社会福祉事業団 - 平成20年度から自律的な運営体制に移行 -  
平成19年度末までに段階的に県の人的・財政的関与を見直し、平成20年度以降は、事業団が西駒郷など社会福祉施設において独自の特色ある運営や、利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供を行えるよう、自律的な運営体制に移行します。
- (社)長野県林業公社 - 国等に制度改正を要請、条件が整い次第廃止 -  
現在の制度では、公社分収林を県に引き継ぐ際には、多額の消費税等の経費が必要となることから、県財政への影響を考慮すると直ちに廃止することは困難です。このため、国等に制度改正を要請し、条件が整い次第公社を廃止します。なお、その間は、公社分収林と県営林を一体的に管理するシステムを構築し、全額出資者である県が責任を持って経営改善に関与していきます。
- (特)長野県道路公社 - 平成26年度末廃止 -  
平成26年度末をもって公社を廃止し、公社が管理する有料道路(6路線7区間)を新たな県の財政負担をせずに、当初計画より早期に無料開放します。
- (財)長野県公園公社 - 平成17年度末廃止 -  
平成17年度末で事業を終了し、公社を廃止します。公社が現在管理運営している松本平広域公園は、平成18年度から新たに選定する指定管理者(民間事業者等)による管理運営に移行し、更なるサービスの向上と管理運営費の節減等を図ります。また、烏川渓谷緑地は、平成17年度から県直営管理とします。
- (社)長野県地域開発公団 - 平成16年度末事業終了、平成17年度解散 -  
平成16年度末で保健休養地の分譲等の事業を終了し、公団を実質的に廃止します。なお、廃止にあたっての資金不足については、縮減の努力をした上で、企業局の観光施設事業会計の活用により解消します。

## ＜団体別改革実施プランの概要＞

(特) 長野県土地開発公社	～ 用地取得業務を県に一元化し、効率化を図ります～
<p><b>【団体の方向性】</b>            平成20年度末で公共用地等の先行取得業務を終了し、公社を実質的に廃止します。また、先行取得した土地の国や県への引き渡し完了する平成24年度に、解散・清算手続きを進めます。</p> <p><b>【主な課題と対応策】</b></p> <p><b>用地先行取得業務の終了</b>            現在国から受託し、地権者の皆様と用地交渉を進めている、上田バイパス及び坂室バイパスの用地先行取得業務は、地権者の皆様との信頼関係の維持等の観点から、完了予定の平成20年度まで継続します。</p> <p>県が公社に委託している用地先行取得業務は、平成21年度から県が自ら行っている現年度の用地取得業務と一元化することにより、効率化を図ります。</p> <p><b>長期保有土地の整理</b>            県営産業団地の立地促進戦略（分譲価格の値下げ、利用目的の拡大、戦略的企業誘致の強化等）などの推進により、長期保有土地の分譲等を促進し、未処分土地の縮減を図ります。</p> <p><b>県財政への影響</b>            解散時に県が未処分土地を引取る際の財源は、県に分配される公社の残余財産及び長野県土地開発基金を利用するため、県の新たな財政負担は生じません。</p> <p><b>プロパー職員の処遇</b>            6ページをご覧ください。</p>	

(財) 長野県勤労者福祉事業団	～ 施設の管理・運営を指定管理者（民間事業者等）に委ね、効率的なサービスの提供を図ります～
<p><b>【団体の方向性】</b>            平成17年度末で事業を終了し、事業団を廃止します。</p> <p><b>【主な課題と対応策】</b></p> <p><b>プロパー職員の処遇</b>            6ページをご覧ください。</p> <p><b>事業団廃止後の県有施設及び事業のあり方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県勤労者福祉センター及び県男女共同参画センターの管理・運営              平成18年4月から指定管理者制度に移行し、新たな受託者による効率的な運営及び管理運営費の節減等を図ります。</li> <li>・ 男女共同参画促進事業              平成18年4月から県が直接実施することにより事業を継続するとともに、NPOをはじめ関連団体との連携等を進め、より効果的な事業の推進を図ります。</li> </ul>	

指定管理者制度 - 従来公の施設の管理の委託先は、外郭団体など地方公共団体の出資法人等に限られていましたが、地方自治法が改正（平成15年9月施行）され、民間事業者を含めた幅広い事業者の中から管理者を選定する指定管理者制度が導入されました。

(社福)長野県社会福祉事業団

～ 自律的な運営体制の下、特色ある運営や利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供を行います～

【団体の方向性】

平成19年度末までに段階的に県の人的・財政的関与を見直し、平成20年度以降は、事業団が西駒郷など社会福祉施設において独自の特色ある運営や、利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供を行えるよう、自律的な運営体制に移行します。

【主な課題と対応策】

事業団の運営全般

事業団は、平成17年3月を目前に、より自律的な運営に向けた新しい法人経営のシステム(人事・給与制度等)について「長野県社会福祉事業団アクションプラン」を策定します。

西駒郷のあり方

県は、平成16年3月に策定した「西駒郷基本構想」に基づいて地域生活移行を集中的に推進するため、平成17年4月から事業団を指定管理者として西駒郷を全面委託し、平成19年度まで必要な県職員の派遣及び財政支援を行います。

事業団は、本年度内に「西駒郷基本構想」に基づいた「西駒郷運営計画」を策定し、平成20年度以降、他の民間社会福祉施設と同様、原則として支援費収入のみによる運営に移行します。

障害者福祉センターのあり方

県は、施設を活用した個々の障害者に合った様々なプログラムのコーディネートや、県内全域において障害者に対してスポーツの機会を平等に提供するためのネットワークの構築といったセンターの果たすべき役割を踏まえ、事業団を含めて候補団体を公募の上、受託者を選定し、平成18年4月から指定管理者制度へ移行します。

(社)長野県林業公社

～ 経営改善を進めながら、県行造林への移行に障害となっている課題の解消に向けて国等に要請します～

【団体の方向性】

現在の制度では、公社分収林を県に引き継ぐ際には、多額の消費税等の経費が必要となることから、県財政への影響を考慮すると直ちに廃止することは困難です。このため、国等に制度改正を要請し、条件が整い次第公社を廃止します。

【主な課題と対応策】

長期収支予測に基づく経営改善計画

分収林契約が終了する平成88年度には約63億円の含み損が予想されることから、施業の見直しによる経費の削減、収入間伐の積極的な実施、公庫資金の低利融資への借換えの促進及び分収率の見直し等の経営改善策を実施します。

公社廃止までの分収林の管理方法

公社分収林と県行造林は同じ制度の分収林であることから、公社分収林と県行造林を含む県営林を一体的に管理するシステムを構築し、人件費、管理費などのコスト縮減に努めます。また、現在のプロパー職員の退職後は新たな職員の雇用は行わず、業務量を勘案して県職員を派遣し、全額出資者である県が責任を持って経営改善に関与していきます。

県行造林移行への課題

県行造林への移行には、移行に伴う膨大な契約変更手続き及び多額の経費(消費税、契約変更の経費等)を要するなどの課題があります。このため、これらの課題を克服するための制度改正や法的措置について、長野県が率先して国等に対して要請していきます。

(特) 長野県道路公社

～経営改善を進めながら、公社が管理する有料道路を早期に無料開放します～

【団体の方向性】

平成26年度末をもって公社を廃止し、公社が管理する有料道路(6路線7区間)を新たな県の財政負担をせずに、当初計画より早期に無料開放します。

【主な課題と対応策】

有料道路の取扱い

公社が管理する有料道路の6路線7区間(三才山トンネル・松本トンネル、新和田トンネル、平井寺トンネル、志賀中野、白馬長野、五輪大橋)は、県民の生活路線としての機能が高いことから、早期の無料開放を行います。

県財政への影響

無料開放を行う予定の平成26年度は、公社の内部留保金が借入金の未償還額(県出資金を除く)を上回り、未償還額には当該留保金を充てることで返済が可能となることから、新たな県の財政負担は生じません。

早期無料開放のためには、県の出資金の返還免除が必要であることから、県民の理解を得るよう努めます。

公社の経営改善

公社では今後新たな債務を生じさせないため、新規路線の建設は行いません。また、維持管理体制の見直しなど経営改善に取り組みます。

プロパー職員の処遇

6ページをご覧ください。

(財) 長野県公園公社

～公園の管理・運営を指定管理者(民間事業者等)に移行し、更なるサービスの向上を図ります～

【団体の方向性】

平成17年度末で事業を終了し、公社を廃止します。

【主な課題と対応策】

公園管理体制の確立

- ・松本平広域公園及び烏川渓谷緑地の管理運営

松本平広域公園：平成18年4月から指定管理者制度に移行し、民間のノウハウを活用することにより、更なる公園利用者へのサービスの向上と、管理運営費の節減等を図ります。

烏川渓谷緑地：市民と行政が公園の整備や管理運営を協働で行う新たな形を目指して、『市民がつくる「森の公園」事業』に取り組んでいることから、平成17年度から当面県の直営管理とし、今後の管理運営等について検討します。

プロパー職員の処遇

6ページをご覧ください。

**【団体の方向性】**

平成16年度末で保健休養地の分譲等の事業を終了して公団を実質的に廃止し、17年度中に公団の解散及び清算手続きを行います。

**【主な課題と対応策】**

**資産の処分**

- ・ 販売用資産  
専門業者への一括販売等により販売の促進を図ります。
- ・ 富士見高原旧都有地  
乱開発を防止し、環境保全を図ること等の観点から、企業局が取得します。
- ・ 飯綱高原ゴルフコース  
飯綱東高原全体の景観維持の観点及び地元牟礼村からのゴルフ場としての存続に関する強い要望を踏まえ、ゴルフ場としての存続を前提として、地元企業または牟礼村に対して有償譲渡する方向で交渉を進めます。

**公団が出資している団体との関係整理**

- ・ 浅間高原観光開発(株)  
公団の出資金及び貸付金について、債権放棄または他の株主へ譲渡する方向で交渉を進めます。
- ・ 飯綱リゾート開発(株)  
公団が会社再建のために約束している支援策については、支援額縮減の努力を行った上で実施します。

**資金不足への対応**

公団は企業局と一体となって事業を展開してきており、また、公団の行ってきた出資や貸付、債務保証などは企業局の保健休養地事業の目的である地域振興に寄与するために行われたものです。したがって、出資団体や地域経済への影響等も踏まえ、公団の廃止清算に伴う不足額を企業局の観光施設事業会計の活用により解消します。

**プロパー職員の処遇**

6ページをご覧ください。

## < プロパー職員に対する再就職支援 >

「改革実施プラン」を策定した団体の運営は、県の関与により運営されてきていることから、プロパー職員の処遇について団体及び県が協力し、責任を持って再就職先を確保します。

再就職支援は、主に以下の支援策を各団体の状況に応じて実施しますが、実施にあたっては、団体及び職員の皆さんと十分な意思疎通を図りながら進めてまいります。

### 新たな再就職先の確保及び就職情報の提供

他の外郭団体の職員募集や、県職員への採用など再就職のための情報提供を行います。また、団体の業務の関係先やハローワークなど再就職を支援する機関とも連携し、再就職先の確保に努めます。

### 再就職のための教育訓練等の支援

再就職のために必要な教育訓練や資格取得等に要する費用を一部負担するなど、職員の希望に応じて求職活動に対する支援を行います。また、県は必要に応じ団体が負担する経費について財政支援を行います。

### 再就職のための休暇制度の創設

求職活動、教育訓練の受講、資格試験の受験等、職員の再就職のために必要な休暇制度を創設します。

### 希望退職制度の創設

退職手当の割増等により希望退職制度を創設するとともに、プロパー職員の希望に応じて再就職支援会社を活用し再就職先の確保に努めます。また、県は必要に応じ団体が負担する経費について財政支援を行います。

### 県職員への採用

県は、以下の観点から採用選考を行います。

意欲及び能力のある人材の県民サービスへの活用  
団体業務の県への円滑な引継ぎ

### 指定管理者への雇用

新たに施設の運営・管理を指定管理者に委任する場合は、プロパー職員の希望に応じて、指定管理者への雇用を要請していきます。